

新設分割にかかる事前開示書面

令和8年3月4日

(新設分割会社)

富山市婦中町島田328番地

田中精密工業株式会社

代表取締役 田中 英一郎

当社は、新設分割会社として、会社法第803条及び第814条並びに会社法施行規則第205条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 新設分割計画の内容及び設立会社の定款 別紙のとおり
2. 分割対価の定め の 相当性に関する事項
分社型新設分割であるため、対価の全部を設立会社の株式9万2千株とし、設立時の純資産規模を基準に資本金の額を金1000万円と決定いたしました。
3. 分割型新設分割で対価の分配等の決議がなされているときは、その事項
分社型新設分割であります。
4. 新株予約権に対する対価の定め の 相当性に関する事項
当社は新株予約権を発行しておりません。
5. 他 の 新設分割会社についての事項
単独新設分割であります。
6. 新設分割株式会社についての後発事象
該当事項はありません。
7. 新設分割株式会社の債務または新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項
本件新設分割では、新設分割設立会社に債務の承継はなく、両社の財産状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。
8. 事前開示開始日以降に、上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項について、直ちに開示いたします。

新 設 分 割 計 画 書

新設分割によるティースタート株式会社（以下、「甲」という。）を設立するため、田中精密工業株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり新設分割計画を定める。

（新設分割）

第 1 条 甲は、新設分割により、乙から乙のグループ会社に属する事業会社の経営管理事業（統括に係る機能を含む）の一部に関する権利義務を承継して乙により設立される。

（甲の定款と設立時役員および本店所在場所）

第 2 条 甲の定款の規定、および設立時役員の氏名については、別紙「定款」記載のとおりとする。また、甲の本店の所在場所は、富山市新庄本町二丁目 9 番 7 9 号 とする。

（承継する権利義務）

第 3 条 甲が乙から承継する権利義務は、乙のグループ会社に属する事業会社の経営管理事業（統括に係る機能を含む）の一部に関する資産、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務とし、承継財産の明細は別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。

2 甲は、乙から負債を一切承継しない。

（分割対価の交付）

第 4 条 甲は、新設分割に際して、乙に対して、普通株式 9 2, 0 0 0 株を交付する。

（設立時資本金及び準備金の額など）

第 5 条 甲の設立時資本金及び準備金の額などに関する事項は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 金 1 0 0 0 万円

2. 上記以外の資本準備金その他の額

会社計算規則の規定に従い、乙が定める。

(分割期日)

第 6 条 新設分割期日（分割の登記予定日）は、令和 8 年 4 月 1 日とする。
ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、乙の取締役会決議により変更することができる。

(分割承認決議)

第 7 条 乙は、分割期日までに、それぞれ本計画の承認及び新設分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(分割条件の変更)

第 8 条 分割期日までに、天災地変その他の事由により、乙の財産または経営状態に重大な変動を生じた場合は、乙の取締役会決議により、分割条件を変更し、または本計画を中止することができる。

(本計画の効力)

第 9 条 本計画は、第 7 条に定める乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、効力を失うものとする。

(その他)

第 10 条 本計画に定めるもののほか、新設分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、乙の取締役会がこれを定める。

令和 8 年 2 月 1 8 日

(本 店) 富山市婦中町島田 3 2 8 番地
(商 号) 田中精密工業株式会社
(代表取締役) 田 中 英一郎

(別紙) 承継権利義務明細表

ティースタート株式会社が、田中精密工業株式会社から承継する資産その他これに付随して承継する権利義務の明細は下記のとおりとする。

1. 資産

株 式・・・

株式会社ホンダ自販タナカ（本店：富山市新庄本町二丁目9番79号）
の株式 92,000株

2. 負債

負債は承継しない。

(別紙) 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ティースタート株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理する業務
 - (1) 自動車の修理及び钣金塗装事業
 - (2) 自動車（新車・中古車）の架装、カスタム、改造その他関連業務の請負
 - (3) 自動車、二輪車、中古車並びに内燃機関の販売及び修理
 - (4) 自動車部品、用品の販売
 - (5) 自家用自動車の賃貸並びにこの取次
 - (6) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び損害保険代理業
 - (7) 生命保険の募集に関する業務
 - (8) 喫茶店及び飲食店の経営
 - (9) 建物、構築物、絨毯等の清掃業
 - (10) 広告物の企画制作及び配布
 - (11) 建物、構築物の増改築、建替え及びリフォームの設計・施工
 - (12) 引越の請負、家事サービス
 - (13) 空調設備、冷暖房設備、衛生設備、給排水設備の設計・施工並びにメンテナンス
 - (14) セキュリティー機器の卸、販売、取付け工事
 - (15) 害虫、ねずみ、ごきぶり等の駆除及び防除業務
 - (16) 産業廃棄物の収集、運搬及び処理
 - (17) 家電の販売
 - (18) 造園業
 - (19) 古物売買並びにその受託販売
 - (20) 広告代理店業務
 - (21) 通信販売業務
 - (22) 労働者派遣事業
 - (23) 前各号に附帯関連する一切の業務
2. 次の業務に関するシェアードサービスを子会社及び関連会社に提供する業務
 - (1) 経営の企画・立案業務
 - (2) 経理、財務、人事、法務、税務、労務、コンプライアンス、内部統制、資産管理に関する支援業務
 - (3) 人材の職業適性能力の開発のための教育研修業務
 - (4) 前各号に附帯関連する一切の業務

3. 不動産の売買、交換、賃貸及びその仲介並びに所有、管理、利用
4. 有価証券の保有、運用、管理、売買
5. 前各項に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を富山市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、500,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第 9 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が、当社所定の書式による請求書に、署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印して提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

- 第13条 当社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、住所、氏名または名称および印鑑を当社に届け出なければならない。
2. 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第18条 株主総会の議事については議事録を作成し、本店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は 3 名以上とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第 22 条 当社は、取締役会を置く。

2. 当社の取締役会は、会社法の定めに従い、業務執行の決定および取締役の職務執行の監督を行う。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。

2. 代表取締役に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の決議により定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設置等)

第30条 当会社は監査役を置く。

2. 当会社の監査役は1名以上とする。
3. 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第35条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録

株式質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当金は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第38条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和9年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役)

第39条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	沖	健司
	奥	達也
	八田	健司
設立時代表取締役	沖	健司
設立時監査役	高橋	睦

以上、富山市婦中町島田328番地 田中精密工業株式会社の事業を分割して、ティースタート株式会社を設立するにつき、この定款を作成したものであって、本定款は、会社分割が効力を生じたときから、これを施行する。